

(3) 介護保険特別会計

介護保険制度に対応するため設置された介護保険特別会計は、介護保険給付等事業と地域支援事業にかかる「保険事業勘定」となっている。

介護保険事業は、介護保険事業計画（3年ごとに策定）に基づき事業運営を進めることになっており、令和8年度は第9期介護保険事業計画の最終年度となっている。

第1号被保険者数（各年度当初予算）

区 分	令和8年度	令和7年度	令和6年度
被保険者数	16,450人	16,666人	16,943人

第1号被保険者の所得段階別保険料

所得段階	第1号被保険者	保険料月額
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税 ・世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が82.65万円以下	基準額×0.285 =1,225円
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が82.65万円超120万円以下	基準額×0.485 =2,085円
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超	基準額×0.685 =2,945円
第4段階	・本人が市民税非課税（世帯の中に市民税課税の人がいる） かつ、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が82.65万円以下	基準額×0.90 =3,870円
第5段階	・本人が市民税非課税（世帯の中に市民税課税の人がいる） かつ、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が82.65万円超	基準額×1.00 =4,300円
第6段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満	基準額×1.20 =5,160円
第7段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満	基準額×1.30 =5,590円
第8段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満	基準額×1.50 =6,450円
第9段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満	基準額×1.70 =7,310円
第10段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満	基準額×1.90 =8,170円
第11段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満	基準額×2.10 =9,030円
第12段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満	基準額×2.30 =9,890円
第13段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上	基準額×2.40 =10,320円

保険料の状況

(単位：円)

第9期介護保険事業計画（令和6～8年度）					
所得段階	月額保険料	年額保険料	所得段階	月額保険料	年額保険料
第1段階	1,225	14,700	第8段階	6,450	77,400
第2段階	2,085	25,000	第9段階	7,310	87,700
第3段階	2,945	35,300	第10段階	8,170	98,000
第4段階	3,870	46,400	第11段階	9,030	108,300
第5段階	4,300	51,600	第12段階	9,890	118,600
第6段階	5,160	61,900	第13段階	10,320	123,800
第7段階	5,590	67,000			

第1号被保険者の所得段階別人数

令和8年度			令和7年度		
所得段階	人数（人）	割合（%）	所得段階	人数（人）	割合（%）
第1段階	3,747	22.8	第1段階	3,796	22.8
第2段階	1,603	9.7	第2段階	1,624	9.7
第3段階	1,570	9.5	第3段階	1,590	9.5
第4段階	1,857	11.3	第4段階	1,881	11.3
第5段階	1,597	9.7	第5段階	1,618	9.7
第6段階	2,133	13.0	第6段階	2,161	13.0
第7段階	2,404	14.6	第7段階	2,435	14.6
第8段階	871	5.3	第8段階	883	5.3
第9段階	336	2.0	第9段階	341	2.0
第10段階	131	0.8	第10段階	133	0.8
第11段階	45	0.3	第11段階	46	0.3
第12段階	30	0.2	第12段階	30	0.2
第13段階	126	0.8	第13段階	128	0.8
計	16,450	100.0	計	16,666	100.0

保険料の内訳

(単位：千円)

区 分	令和8年度 当初予算(A)	令和7年度 当初予算(B)	令和7年度 最終予算(C)	増減額 (A-C)
特別徴収（現年分）	678,859	695,406	703,533	△24,674
普通徴収（現年分）	63,783	57,446	63,276	507
普通徴収（滞納分）	1,867	1,532	1,532	335
合 計	744,509	754,384	768,341	△ 23,832

【高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定事業】

令和9年から令和11年までの3年間を計画期間とする「第10期介護保険事業計画」策定において、専門的知見を有する外部コンサルタントを活用し、各種ニーズ等の分析結果による実効性の高い内容を計画に反映させ、本市の実情に即した、より実践的な計画を策定する。

年度	予算額 (千円)	事業実施内容
令和8年度	2,420	・計画目標量の設定 ・施策・事業の実施状況の評価及び課題のとりまとめ

※2か年契約で契約総額は6,050千円

【保険給付費】

○介護（介護予防）サービス受給人数見込

(単位：人)

居宅サービス	令和8年度	令和7年度
要支援1	342	303
要支援2	387	386
要介護1	422	450
要介護2	197	190
要介護3	74	66
要介護4	32	41
要介護5	22	25
居宅サービス計	1,476	1,461
施設サービス		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	29	29
介護老人福祉施設	206	206
介護老人保健施設	131	130
介護療養型医療施設 (介護医療院を含む)	16	17
施設サービス計	382	382
居住系サービス		
認知症対応型共同生活介護	117	117
特定施設入居者生活介護	177	161
居住系サービス計	294	278
合計	2,152	2,121

○保険給付費の内訳

(単位：千円)

項目	令和8年度 当初予算(A)	令和7年度 当初予算(B)	令和7年度 最終予算(C)	増減額 (A-C)
介護サービス等諸費	3,060,920	2,957,025	3,067,025	△ 6,105
居宅介護サービス給付費	1,015,000	929,000	1,004,000	11,000
特例居宅介護サービス給付費	200	200	200	0
施設介護サービス給付費	1,284,000	1,255,376	1,290,376	△ 6,376
特例施設介護サービス給付費	200	200	200	0
居宅介護福祉用具購入費	4,800	4,984	4,984	△184
居宅介護住宅改修費	10,320	9,323	9,323	997
居宅介護サービス計画給付費	129,000	125,542	125,542	3,458
特例居宅介護サービス計画給付費	200	200	200	0
地域密着型介護サービス給付費	617,000	632,000	632,000	△ 15,000
特例地域密着型介護サービス給付費	200	200	200	0
介護予防サービス等諸費	282,140	259,098	266,098	16,042
介護予防サービス給付費	202,000	183,000	190,000	12,000
特例介護予防サービス給付費	200	200	200	0
介護予防福祉用具購入費	6,600	5,378	5,378	1,222
介護予防住宅改修費	17,640	17,220	17,220	420
介護予防サービス計画給付費	42,700	40,700	40,700	2,000
特例介護予防サービス計画給付費	200	200	200	0
地域密着型介護予防サービス給付費	12,600	12,200	12,200	400
特例地域密着型介護予防サービス給付費	200	200	200	0
審査支払手数料	3,710	3,530	3,630	80
高額介護サービス等費	89,400	89,400	91,400	△ 2,000
高額介護サービス費	89,000	89,000	91,000	△ 2,000
高額介護予防サービス費	400	400	400	0
高額医療合算介護サービス等費	12,300	13,407	11,407	893
高額医療合算介護サービス費	12,000	13,107	11,107	893
高額医療合算介護予防サービス費	300	300	300	0
特定入所者介護サービス等費	105,200	99,132	101,132	4,068
特定入所者介護サービス費	104,400	98,332	100,332	4,068
特例特定入所者介護サービス費	200	200	200	0
特定入所者介護予防サービス費	400	400	400	0
特例特定入所者介護予防サービス費	200	200	200	0
保険給付費計	3,553,670	3,421,592	3,540,692	12,978

○保険給付費サービス別内訳

(単位：千円)

区分	令和8年度 当初予算(A)	令和7年度 当初予算(B)	令和7年度 最終予算(C)	増減額 (A-C)
居宅サービス	1,428,860	1,315,947	1,397,947	30,913
地域密着型サービス	630,000	644,600	644,600	△ 14,600
施設サービス	1,284,200	1,255,576	1,290,576	△ 6,376
審査支払手数料	3,710	3,530	3,630	80
高額介護サービス	89,400	89,400	91,400	△ 2,000
高額医療合算介護サービス	12,300	13,407	11,407	893
特定入所者介護サービス	105,200	99,132	101,132	4,068
合計	3,553,670	3,421,592	3,540,692	12,978

【地域支援事業】

(単位：千円)

項 目	令和8年度 当初予算 (A)	令和7年度 当初予算 (B)	令和7年度 最終予算 (C)	増減額 (A-C)
介護予防・生活支援サービス事業費	267,498	243,434	257,434	10,064
介護予防・生活支援サービス事業費	244,889	221,230	235,230	9,659
介護予防ケアマネジメント事業費	22,609	22,204	22,204	405
その他諸費	926	880	880	46
審査支払手数料	926	880	880	46
一般介護予防事業費	9,398	12,466	12,006	△2,608
一般介護予防事業費	9,398	12,466	12,006	△2,608
包括的支援事業・任意事業費	33,842	28,470	26,155	7,687
包括的支援事業費	20,903	21,739	19,424	1,479
任意事業費	12,939	6,731	6,731	6,208
地域支援事業費計	311,664	285,250	296,475	15,189

○介護予防・生活支援サービス事業費

要支援者等に対し、要介護状態等の軽減又は悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援を行うため、次の事業を実施する。

- ・介護予防・生活支援サービス事業費
要支援者等に対し、訪問型サービス及び通所型サービスを提供する。
- ・高額介護予防・生活支援サービス費
介護予防・生活支援サービス事業費における自己負担額が著しく高額である場合に、基準額を超えた分を支給する。
- ・高額医療合算介護予防・生活支援サービス費
介護予防・生活支援サービス事業費及び医療費に係る自己負担額が著しく高額である場合に、基準額を超えた分を支給する。

○介護予防ケアマネジメント事業費

要支援者等の心身の状況や置かれている環境等に応じて、その状態等にあった適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう支援する。

○審査支払手数料

介護予防・生活支援サービス事業費の支給に関する審査及び支払に係る事務を委託し、適正な支給を行う。

○一般介護予防事業費

地域のリハビリテーション専門職等の協力のもと、広く一般市民を対象に介護予防普及啓発事業を実施するとともに、住民主体の通いの場等の支援を行う地域リハビリテーション活動支援事業を実施するほか、介護予防把握事業として、要介護・要支援認定を受けていない高齢者を対象に、生活状況や健康状態等に関する訪問調査を実施する。

また、地域づくりの観点から総合事業全体の評価等を行う一般介護予防事業評価事業を実施する。

○包括的支援事業費

被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、次の事業を実施する。

- ・認知症初期集中支援推進事業
認知症の早期診断、家族支援など初期の支援を包括的、集中的に行う本事業を委託し、認知症の人やその家族への早期支援を行う。
- ・認知症地域支援・ケア向上推進事業
認知症の人やその家族等が集い、気軽に相互交流や相談等ができる認知症カフェの開設及び運営に係る経費の一部を補助する。
- ・認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業
認知症になっても安心して暮らし続けられる地域をつくるため、認知症の人やその家族が抱える支援ニーズと認知症サポーターをつなぐ仕組みである「チームオレンジ」の体制の構築を推進する。
- ・在宅医療・介護連携推進事業
切れ目のない在宅医療と介護の提供体制を構築するため、在宅医療・介護連携に関する市民講演会や医療・介護関係者への研修を開催する等、在宅医療と介護サービスを一体的に提供する体制の構築を推進する。
- ・地域ケア会議推進事業
地域の支援者を含めた介護・福祉・保健・医療等の多職種の連携と、多様な社会資源の総合調整を行い、高齢者が地域において、自立した日常生活を営むために必要な支援体制に関する検討を行う。

○任意事業費

介護保険事業の運営の安定化を図るとともに、被保険者及び要介護被保険者を現に介護する方などに対し、地域の実情に応じた必要な支援を行うため、次の事業を実施する。

- ・住宅改修支援事業
介護支援専門員等が、住宅改修の利用者に対し「住宅改修が必要な理由書」を作成した場合、その作成料を支給する。
- ・高齢者等介護用品給付事業
市民税非課税世帯のうち、在宅生活をしている要介護4以上の高齢者に対し、介護用品の購入に要する経費を給付し経済的負担等の軽減を図る。
- ・成年後見制度利用支援事業
判断能力が不十分な高齢者の権利・利益を保護するため、親族がいない方などに市長が成年後見制度の申立てを行うほか、成年後見人等への報酬を負担することが困難な方に対して当該報酬の全部又は一部を助成する。
- ・成年後見支援センター事業
西いぶり定住自立圏で設置した「室蘭成年後見支援センター[西いぶり2市2町]」で、成年後見制度の利用支援や周知・啓発を行う。
- ・高齢者見守り支援事業
認知症の人やその家族を支援する認知症サポーターの養成講座や認知症サポーターステップアップ講座を開催するほか、行方不明となった認知症高齢者等を早期に保護するため、はいかい高齢者等SOSネットワーク事業を活用し地域の見守り機能の強化を図る。
- ・高齢者等緊急通報機器設置事業
慢性疾患等により、常時注意が必要な一人暮らしの高齢者等に、緊急通報機器を貸与する。利用者から通報があった場合には、受託事業者は状況等により、自宅を訪問することも含め、24時間体制で適切な対応を行う。